

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業実施要綱

(制定) 令和3年8月12日付3環地次第255号
(改正) 令和4年6月29日付4環地次第225号
(改正) 令和5年4月1日付4産労産新第345号
(改正) 令和7年4月1日付7産労産新第39号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が燃料電池自動車の普及促進に向けて東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進するために行う「燃料電池自動車用水素供給設備整備事業」を補完して実施する「燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業」（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げる用語を除き、燃料電池自動車用水素供給設備整備事業実施要綱（令和3年6月2日付3環地次第138号）に定めるとおりとする。

- 一 水素供給設備等 燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する設備（当該設備にオプション設備を併設する場合、これを含む。以下「水素供給設備」という。）、水素供給設備に併設される障壁、建築物等、水素供給設備から水素ステーション敷地外の水素の需要地へ水素を供給するための水素パイプライン、水素供給設備において供給する水素を製造するために必要となる電力を発電する太陽光発電設備及び水素供給設備において供給する水素を製造するための水電解装置を含めたもの
- 二 小規模水素供給設備 水素供給設備のうち、水素供給能力が50 Nm³/h未満であるもの
- 三 機器予備品 水素供給設備を構成する機器において、故障等を復旧する際に交換する部品のうち、故障等に備え当該水素供給設備の敷地内に保管しておくもの
- 四 グリーン電力 原則として、供給電力量の100%が再生可能エネルギーである電力（再生可能エネルギー由来の電気（FIT電気含む。）であって、非化石証書等による環境価値を有するもの）
- 五 グリーン電力証書等 グリーン電力証書及びグリーン電力証書と同等の価値があるものとして別に定めるもの

(本事業の内容)

第3条 本事業は、都内に水素供給設備を導入した事業者に対し、水素供給設備の運営に係る費用の一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす大規模事業者（ただし、第5条第三号から第五号までの経費を助成する場合を除く。）又は中小事業者とする。

- 一 第5条第一号の経費の助成を受けようとする場合は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）（以下「国活動費補助事業」という。）に係る補助金（以下「国活動費補助金」という。）又は、都が実施する水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業に係る助成金のいずれかの交付決定を受けていること。
- 二 第5条第二号の経費の助成を受けようとする場合は、国活動費補助金の交付決定を受けていること。
- 三 第5条第三号から第五号までの経費の助成を受けようとする場合は、国活動費補助金の交付決定を受けていること。ただし、事業開始初年度については、国活動費補助金の交付決定を受けている、又は都整備費助成金の交付決定を受けた上で、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第21条第1項の規定による届出を行い、これが受理されていること。
- 四 受領可能な国その他の団体からの補助金（以下「国等補助金」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、国等補助金の申請期間の終了により交付の申請をすることができない場合その他都が認める場合はこの限りでない。
- 五 都内で水素供給設備を運営すること。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次条で定める本助成金の交付の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）に係る次の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- 一 水素供給設備等を設置する土地の賃借料（水素供給設備等の設置及び電気自動車等の充電設備の設置に必要な範囲の土地の賃借料として別に定めるところにより適正と認められる額の範囲に限る。以下「土地賃借料」という。）
- 二 水素供給設備の運営に要する経費（土地賃借料を除き、移動式の水素供給設備については、都内での運営に係る経費として明らかなものに限る。以下「設備運営費」という。）のうち、国活動費補助事業における計算後の補助対象経費。

なお、助成対象者の種別に応じて、算定方法は次のとおりとする。

$$Y = X \times E / 282$$

ただし、当該年度の2月が29日までの場合の算定方法は以下のとおりとする。

$$Y = X \times E / 283$$

この式において、X、Y及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

X 国活動費補助事業における計算前に計上された補助対象経費の総額（単位 円）

Y 助成対象経費（単位 円）

E 国活動費補助事業補助金交付申請書・実績報告書作成要領に基づき計算した国活動費補助事業の補助対象期間中に水素供給設備が商用運用された日数（単位 日）

三 水素供給設備に係る機器予備品の購入費

四 水素供給設備に係る計画外の修繕費（ただし、国活動費補助金の交付決定を受けている経費を除く。）

五 グリーン電力又はグリーン電力証書等（以下「グリーン電力等」という。）の購入費（水電解装置により水素を製造するための電力の購入に係るものに限る。）

（助成対象期間）

第6条 助成対象期間は、助成対象経費の種別に応じて、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1の運営開始日が、本助成金の交付の申請を行う年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下「申請年度」という。）の4月1日より前の日の場合にあつては、助成対象期間は、申請年度の4月1日から別に定める日までとする。

（助成金の額）

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の種別に応じ、次の各号のとおりとする。

一 土地賃借料 事業者の区分に応じ、次のア及びイに定める金額に、水素供給設備の運営の実績に応じ別に定める係数を乗じた額

ア 大規模事業者 助成対象経費の合計金額に $4/5$ を乗じた金額

イ 中小事業者 助成対象経費の合計金額に $10/10$ を乗じた金額

ただし、令和3年度までに水素供給設備を設置した土地に係る土地賃借料については、助成対象経費の合計金額に $1/4$ を乗じた金額に、水素供給設備の運営の実績に応じ別に定める係数を乗じた額

二 設備運営費 国活動費補助金における交付決定の種別に応じ、次のア及びイに定める金額に別に定める水素供給設備の運営の実績に応じた係数を乗じた額

ア 大規模水素供給設備であつて、国活動費補助金の交付決定を受けている場合、助成対象者の種別に応じ、次の（ア）及び（イ）に定める額

（ア） 大規模事業者 助成対象経費から国補助額（国活動費補助金の交付額として確定した金額をいう。以下同じ。）に $7/5$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額

（イ） 中小事業者 助成対象経費から国補助額に $7/5$ を乗じた額を差し引いた額

イ 小規模水素供給設備であつて、国活動費補助金の交付決定を受けている場合、助成対象者の種別に応じ、次の（ア）及び（イ）に定める額

（ア） 大規模事業者 助成対象経費から国補助額（国活動費補助金の交付額として確定した金額をいう。以下同じ。）を差し引いた額の $1/2$ の額

（イ） 中小事業者 助成対象経費から国補助額を差し引いた額

ウ ア及びイに該当しない場合、助成対象者の種別に応じ、次の（ア）及び（イ）に定める額

（ア） 大規模事業者 助成対象経費から国補助額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額

（イ） 中小事業者 助成対象経費から国補助額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額

- 三 機器予備品購入費 助成対象経費の合計金額又は 5,000,000 円のいずれか低い金額
- 四 計画外設備修繕費 助成対象経費の合計金額又は 10,000,000 円のいずれか低い金額
- 五 グリーン電力等購入費 購入するグリーン電力等の次の区分に応じ、ア及びイに定める金額。
ただし、購入するグリーン電力等は、経済性を考慮するものとする。

- ア グリーン電力 グリーン電力の購入額から別に定める通常電力相当額を差し引いた金額
- イ グリーン電力証書等 助成対象経費の合計金額

- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、設備運営費に係る助成金額は、助成対象者の種別に応じ、別表 2 に掲げる額を上限とする。ただし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号）第 3 条第 1 項における基本方針に基づき定められた重点地域に設置する水素供給設備の設備運営費に係る助成金額については、別表 3 の営業時間の欄に記載の時間における営業につき加算額の欄に掲げる額の総和を加えた額を上限とする。

（実施体制）

第 8 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第 1 項の出えん金のほか、公社に対し、次の各号を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - 一 前項の基金を原資として、第 7 条に定める助成金の交付を行うこと。
 - 二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導、助言及び事業広報を行うこと。
- 4 公社は、前項第一号の実施に当たっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

（実施期間）

第 9 条 本事業の助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和 3 年度から令和 9 年度までとする。

- 2 本事業の助成金の交付は、令和 10 年度までに行うものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 3 年 8 月 12 日付 3 環地次第 255 号）

この要綱は、令和 3 年 8 月 12 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 29 日付 4 環地次第 225 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付 4 産労産新第 345 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付7産労産新第39号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

助成対象期間

助成対象経費の種別	助成対象期間
土地賃借料	水素供給設備の運営開始日（水素供給設備の種別に応じて当該設備の運営が開始された日として別に定める日をいう。以下同じ。）から別に定める日まで
設備運営費	国活動費補助金の補助対象期間を考慮して、別に定める期間
機器予備品購入費	水素供給設備の運営開始日から別に定める日まで
計画外設備修繕費	水素供給設備の運営開始日から別に定める日まで
グリーン電力等購入費	水素供給設備の運営開始日から別に定める日まで

別表2（第7条関係）

設備運営費の上限額

助成対象者	上限額
大規模事業者	500万円
中小事業者	1,000万円
大規模事業者 (燃料電池バス対応 ^{※1} 1系統 ^{※2})	1,000万円
中小事業者 (燃料電池バス対応 ^{※1} 1系統 ^{※2})	2,000万円
大規模事業者 (燃料電池バス対応 ^{※1} 2系統 ^{※2})	2,000万円
中小事業者 (燃料電池バス対応 ^{※1} 2系統 ^{※2})	4,000万円

※1 燃料電池バス対応とは、水素供給能力（燃料電池自動車への平均的な水素充填能力をいう。）が300Nm³/h以上であって、ピーク時に500Nm³/hの水素を充填可能な能力を有するもの、も

しくは同等の性能を有すると認められる水素供給設備をいう。

※2 系統とは、圧縮機又は液化水素ポンプからディスペンサーまでの設備の構成を指す。

別表3（第7条関係）

営業時間拡大に伴う加算額

助成対象者	営業時間	加算額
大規模事業者	5時から9時まで 20時から22時まで	営業1時間につき、2,000円
	22時から翌5時まで	営業1時間につき、2,500円
中小事業者	5時から9時まで 20時から22時まで	営業1時間につき、4,000円
	22時から翌5時まで	営業1時間につき、5,000円